

# 説明会のご案内

平成 30 年 6 月 20 日  
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

## 都市計画公園・緑地の変更にに向けた説明会開催のご案内

### 現在の都市計画公園・緑地について、 都市計画の変更（一部廃止）をします



都市計画公園・緑地は、休息や運動等のレクリエーションの場として、また、災害時の避難等を目的としています。整備された都市計画公園は、都市公園法のもと適切に管理されます。市では、これまで中央公園を始めとして市内の公園の整備に努めてきました。

一方、少子化・高齢化や環境問題など、都市をめぐる状況は変化しています。また、市内には、都市計画決定以降、長期にわたり未着手である公園も存在し、計画区域内に土地を所有されている方の土地利用を制限する状況となっています。

このため、市では市民の皆様のご意見や学識経験者のアドバイスを受けながら、都市計画公園の見直しを行い、各公園の機能や役割、必要性について検証し、変更や存続の方針を策定しました。（平成 30 年 都市計画公園・緑地の見直し方針）

この方針に基づき、市では今後、公聴会の開催や法定縦覧等、必要な都市計画変更の手続を進めていく予定です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※別添「都市計画公園の変更（一部廃止）予定箇所図」及び本紙裏面「よくある質問」をご覧ください。

### 説明会のご案内



鎌倉市役所

7/27(金)

時間：19 時～21 時

場所：第四分庁舎 822

鎌倉市役所

7/28(土)

時間：10 時～12 時

場所：第三分庁舎講堂

内容：都市計画公園変更（一部廃止）の対象区域、及びその内容  
今後のスケジュール  
質疑応答 等



ご予約は不要です。皆様のご参加をお待ちしております。

#### 【お問い合わせは】

鎌倉市まちづくり計画部 都市計画課 担当 田中・渡邊

TEL：0467-61-3408（直通） 平日 8:30～12:00、13:00～17:15

# ●▲■よくあるご質問●▲

## Q1 都市計画公園とはなんですか？

A1 都市計画法に基づいて定める都市計画施設の一つです。(公園の他、道路や下水道などがあります)。公園は、休息や運動等のレクリエーションの場として、また、災害時の避難等を目的としています。整備された都市計画公園は、都市公園法のもと適切に管理されています。

## Q2 どうして都市計画公園の変更をするのですか？

A3 市では、都市計画決定以降、長期にわたり整備が進められていない公園の見直し作業を実施することとなりました。なぜなら、その区域内の土地所有者に対して土地利用を制限している状況となっているからです。このため、都市計画公園の機能や役割、必要性について社会状況なども踏まえ再検証し、区域変更の方針を定めた「都市計画公園の見直し方針(平成30年)」を策定しました。今後は、この方針に基づき、都市計画変更手続を進めていきます。

## Q3 都市計画公園はどの位あるのですか？

A2 平成30年4月1日現在で、市内には54箇所、約120haの都市計画公園があります。そのうち、整備が終了している公園は50箇所、まだ整備が終わっていない公園が4箇所あります。

## Q4 長期にわたり整備が進められていない公園とは、どのくらい前からですか？また、いくつありますか？

A4 都市計画公園として決定した最も古い公園は、鎌倉海浜公園など、昭和31年に決定しています。公園予定区域の用地買収や整備をする計画となっていますが、長期にわたり未着手の状態が続いている公園が3つあります。

## Q5 変更・廃止に伴って、市役所に何か書類を提出する必要がありますか？

A5 特に提出していただく書類はありません。

**※ご不明な点はお問合せください。**

お問合せ先 鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課 都市計画担当  
TEL0467-61-3408(直通) 平日 8:30~12:00、13:00~17:15